

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく
一般事業主行動計画

社会福祉法人 黒潮会

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画
を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日までの3年間

2. 目標と取組内容

目標：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間7日以上とする。

<取組内容>

- 令和7年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する。
職員全体に周知を行い、利用促進を図る。
取得率が低い場合、本人に取得を促す。
- 令和10年2月～ 取組成果の確認をする。
次回の行動計画を策定する。

3. 女性の活躍に関する情報の公表

【労働者に占める女性労働者の割合】

全体の73%

※令和7年3月1日時点